

旭川市の高等教育を考える会議の進め方

1 会議の公開

会議については、原則として公開する。

ただし、審議の内容が旭川市情報公開条例第7条各号に掲げる事項及び第8条に規定する事項のいずれかに該当するおそれがあると会議が認める場合を除く。

(旭川市情報公開条例一部抜粋は裏面のとおり)

2 会議開催の事前公表

会議開催前に、「会議開催のお知らせ」を市のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表する。

3 会議の傍聴等

傍聴者の定員は6人とする。

傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴者を決定する。

傍聴者の傍聴ルールを別紙のとおり定め、会議の都度、傍聴者に配布する。

会議資料を、傍聴者に対して配付または閲覧により提供する。

4 会議録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名を記載しない。また、会議録の内容については出席委員の確認を得た後、これを公表する。

5 会議録の公表

会議録については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

6 委員名簿

委員名簿については、市のホームページに掲載するなどの方法により公表する。

【参考】

旭川市情報公開条例（一部抜粋）

（平成 17 年 10 月 1 日施行）

（公文書の公開）

第 7 条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を負う国の機関の指示等により、明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及びその他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないと条件で任意に提供された情報であって、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 公開することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報

(4) 市及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定のものに不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(5) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、次に掲げるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関する情報であって、公開することにより、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にすると認められるもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報であって、公開することにより、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害すると認められるもの

ウ 調査研究に係る事務に関する情報であって、公開することにより、その公正かつ能率的な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

エ 人事管理に係る事務に関する情報であって、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼすと認められるもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの

（個人情報の非公開）

第 8 条 実施機関は、公開請求があった場合において、当該公開請求に係る公文書に記録されている情報が、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるときは、当該情報を公開してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

(1) 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの

(3) 公務員等（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。）の職務の遂行に関するもののうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

傍聴者のみなさまへお願い

会議を傍聴される方は以下のルールを守ってください。

- 1 会議場への入場の際は、受付簿に氏名を記入すること。
- 2 みだりに席を離れずに、静かに会議を傍聴すること。
- 3 会議場において発言したり、構成員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 4 ゼッケンやたすきなどを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的な行動はしないこと。
- 5 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
ただし、報道関係者は、あらかじめ委員長の許可を得て、会議開催の冒頭や会議終了時に撮影することができる。
- 6 その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為はしないこと。

※ これらのルールが守られない場合は、傍聴を御遠慮していただくことがあります。円滑な会議進行のため、御協力をお願いします。